

企業会計基準委員会 御中

平成18年6月30日

新日本監査法人

業務監理部門長 田中 章

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

貴委員会から平成18年6月6日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願い申し上げます。

記

1. 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方
(コメント)

投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定を直接行うため、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当であるとの考え方に賛成である。

2. 本実務上の取扱いの適用に伴い、会計処理を変更する場合の取扱い
(コメント)

本実務上の取扱いを新たに適用したことに伴い、会計方針（連結範囲）の変更として取り扱うのか、あるいは単に従来からの取扱いを改めて確認する位置付けとするのかを明示すべきである。また、本実務上の取扱いの適用に伴って会計処理を変更する場合の開示内容（新たに連結対象に加えた投資事業組合の名称や影響額等の開示）についても示すべきである。

(理由)

本実務上の取扱いの適用に伴う会計処理の変更について、会計方針の変更または追加情報いずれで取り扱う場合であっても、新たに連結対象に加わった投資事業組合の名称や影響額等の情報は、連結財務諸表の期間比較性の保持のためだけでなく、投資者等の財務諸表利用者に対する開示情報として有用性が高いと判断されるためである。

以上